

■ 熊本市は 配備される「火薬量」を把握せず

代表はまず、防衛行政および地元自治体への調査結果を報告した

「熊本県にも熊本市にも行政文書開示請求をしましたが、結果は『不開示』。住民の命に関わる情報が完全に隠されています。国民保護法では自治体に住民の避難実施要領を定めるよう規定していますが、実態を調べると、具体的な住民避難計画は作られてすらいなかったのです」

さらに、国際法であるジュネーブ条約の観点から、軍事目標を文民や民間施設の近くに配置する際のリスクを指摘した。条約の趣旨に基づけば、周辺の住宅密集度や施設の公共性に応じて弾薬量を制限し、保安距離を確保する義務が生じる。

「ところが、驚くべきことに、熊本市は(健軍に)配備される火薬量すら把握していません」

【解説】

有事の被害想定や実効性のあるハザードマップ(被害予測)を作成するためには、配備される火薬の総量と破壊力のデータが不可欠である。地元自治体がこれを把握していない現状は、自治体主導の避難計画の策定が事実上困難であることを意味している。



■ 「2分で1キロ避難」 という運用の実現性

続いて、万が一地对艦誘導弾に火災が発生した場合の自衛隊側の運用マニュアルについて言及した。

「マニュアルには『火災があった場合、2分以内に1キロ以上の距離、または遮蔽物の影などに避難する』となっています。しかし、住宅や学校、商業施設が密集する健軍駐屯地の周辺で、わずか2分で1キロ以上離れることなど物理的に不可能です」

さらに、弾薬庫で火災が起きた場合の制約についても指摘した。

「弾薬庫が火災を起こした場合、消火活動は原則禁止されています。地元の消防隊員はおろか、自衛隊員でも近づくことはできません。消火は事実上不可能なのです」

【解説】

ミサイルや弾薬の火災は二次爆発(誘爆)の危険性が高いため、自衛隊の安全基準でも消火を行わずに退避することが基本とされている。そのため、健軍で火災が発生した際、地域の消防が出動したとしても近づくことができず、延焼を防止する以外の措置が取れない。市側も周辺の緊急避難施設について、国際的な避難所基準である「スフィア基準」を満たすことは困難であると回答しており、避難先の質的確保も課題となっている。

「ミサイルに火がついた場合、安全な建物に避難することは不可能。それが今の健軍周辺の現実です」